

県有未利用地を活用した県内需要地への太陽光発電電力供給事業（色麻地区）企画提案に関する質問への回答

NO	資料名称	項目	質問内容	回答
1	仕様書（案） 別紙 3	事業場所	地質により太陽光架台基礎のコストが大きく変動します。地質の調査は県側で実施して頂けるか。	事業者において必要な調査を実施してください（仕様書（案）「6 事業内容 ア事業者による事業計画の検討（ア）」参照）。 なお、調査の結果等により事業実施が困難と判断した場合は、協定書（案）第 11 条により協定を解除することになります。
2	仕様書（案） 別紙 3	事業場所	隣地でため池整備工事を実施しておりましたが、その工事の際に取得した地質調査データは参考に提供して頂けるか。	地質調査データを希望する方に提供しますので、希望される場合は環境政策課省エネ・再エネ推進班（ kankyoss@pref.miyagi.lg.jp ）まで電子メールで御連絡ください。
3	仕様書（案） 別紙 3	事業場所	系統連系に関わる手続きの事前相談はされているか。 事前相談がされているのでしたらその状況を提供して頂きたい。	事前相談の結果を希望する方に提供しますので、希望される場合は環境政策課省エネ・再エネ推進班（ kankyoss@pref.miyagi.lg.jp ）まで電子メールで御連絡ください。
4	仕様書（案）	事業内容	接続検討申し込みは、宮城県で実施でしょうか、PPA 企画提案予定事業者での実施でしょうか。	事業者において系統連系に係る協議を実施してください。（仕様書（案）「6 事業内容 イ各種手続の実施（ア）」参照）。
5	仕様書（案）	事業内容	事業者が接続検討申し込みの場合。事業性判断には系統連系の工事負担金額が大きく関わります。 現行のスケジュール感では接続検討申し込み、負担金額の確認（3 ヶ月）、事情性判断時期が最短でも 8 月になるのではないかと考えます。 7 月 4 日の企画提案書提出時には工事負担金の額は考慮しないで事業性を判断する事になるのではと危惧します。	接続検討を含む関係法令手続等は、企画提案により選定された事業者が県との協定締結後に実施することとしており（募集要綱「2 事業概要（2）」参照）、企画提案の審査においては、募集要綱「8 審査及び審査基準（3）」に定める評価項目、評価の視点に基づき評価することとしています。
6	仕様書（案）	事業内容	接続検討により工事負担金のみならず、所用工期が示されますが、場合によっては開始まで数年かかる場合もあります。 それによっては事業性判断に影響します。県有地の賃貸借契約は、その工事の着工または運用開始時点から契約になるのか。	事業計画書により発電事業が実施可能と判断した後、設置工事に係る土地賃貸借契約を締結し、事業場所における工事に着手いただきます（仕様書（案）「6 事業内容 エ事業地の貸付（ア）」参照）。
7	仕様書（案）	事業内容	接続検討は宮城県で申し込みを行い、その結果（負担金、接続可能時期）を事業予定者（プロポ参加予定）へ公表し、事業予定者の事業性判断の材料にしては如何か。 事業者が個々に同一案件で接続検討申込みをしても同一回答がされるのではないか。 また、個々の事業者が接続検討申し込みを行い、回答を得た際に、その事業者が宮城県との協定提携前に系統連携申し込み及び保証金、工事負担金の支払いを実施してしまう可能性もないか。	御意見については今後の参考といたします。 なお、本事業は募集要綱に基づき事業者を審査・選定しますので、系統連系の申請の有無が審査・選定に影響を及ぼすことはありません（募集要綱「8 審査及び審査基準」参照）。
8	仕様書（案）	事業内容	当該の地域は平地なので特段の排水対策は必要ないかと思われませんが、地番 33 の U 字溝（宮城県有地）の一部整備は県側で実施出来るか。	事業計画の検討段階において、事業地外の排水路等の整備が必要となった場合には、その実施の可否も含めて、県と事業者で協議の上、決定します（仕様書（案）「6 事業内容 クその他（エ）」参照）。
9	仕様書（案）	事業内容	設計時に土地に入る際は環境政策課様へ事前連絡で大丈夫か。	事業場所への立ち入りは、企画提案により選定された事業者が、県と協定を締結した後に行ってください（それ以前の立入はご遠慮願います）。 なお、募集要綱・様式第 5 号（事業実施計画）及び第 6 号（設備導入・運営計画）等の作成に当たっては、企画提案募集要綱等及び質問への回答などの公表資料や、現地見学会で把握した内容などを踏まえ、現時点で判明している内容又は想定に基づき作成してください。

NO	資料名称	項目	質問内容	回答
10	仕様書（案） 別紙 3	事業場所	施設整備の設計並び概算土木造成費の算出に必要なので、実測量図や横断図などのデータをお送り頂けるか。	該当するデータを希望する方に提供しますので、希望される場合は環境政策課省エネ・再エネ推進班（ kankyoss@pref.miyagi.lg.jp ）まで電子メールで御連絡ください。
11	仕様書（案） 別紙 3	事業場所	事前相談の回答を確認したいので、回答書のコピーお送り頂けるか。	事前相談の結果を希望する方に提供しますので、希望される場合は環境政策課省エネ・再エネ推進班（ kankyoss@pref.miyagi.lg.jp ）まで電子メールで御連絡ください。
12	募集要綱 様式第 5 号	事業実施計画	採択前に工事をお願いする予定の事業者を選定していても問題ないか。	問題ありません。 「事業実施計画」（募集要綱 様式第 5 号）に、建設業者のほか、発電事業者、小売電力事業者等、現時点で判明・想定している関係者を記載してください。
13	募集要綱	審査及び審査基準	十分な電力需要とは、当該施設の発電電力量に対して何%以上を想定されているか。	本事業では、「事業地に設置した施設で発電した電力の全量を県内の需要地に供給しなければならない」としています（仕様書（案）5ウ参照）。 なお、電力需要については、施設の発電電力量に対する電力需要量（年間消費量）のほか、需要家の業種や事業内容などから総合的に判断することとしています。
14	仕様書（案） 別紙 3	事業場所	系統連系に係る事前相談結果をいただけないか。	事前相談の結果を希望する方に提供しますので、希望される場合は環境政策課省エネ・再エネ推進班（ kankyoss@pref.miyagi.lg.jp ）まで電子メールで御連絡ください。
15	仕様書（案）	事業地の貸付条件	蓄電池を活用することで当該太陽光発電所から需要家様に全量供給するシステムでも問題ないか。蓄電池を活用する場合、当該太陽発電所から発電する電気を当該需要家に供給する以外に、系統から充電した電気を他所で活用しても良いか。（電力取引市場・需給調整市場への参加などを考えている）	仕様書（案）「5 事業地の貸付条件 ウ」のとおり、「当該地で発電した電力の全量を県内需要地へ供給する」ために必要な設備として認められる場合は、蓄電池を活用することが可能です。 ただし、電力取引市場・需給調整市場へ参加した場合であっても、県が本事業により県有地を貸し付ける趣旨を踏まえ、選定された事業者は、得られる利益を需要家への供給単価や地域共生型事業に活用する必要があります。 なお、募集要綱「8 審査及び審査基準（3）」で示す「再エネ電力ニーズ」の評価に当たっては、需要家への再エネ電力供給量も考慮することとなります。
16	募集要綱	事業の趣旨	地産地消型 PPA モデルとなっているが、各社の役割はどうなるか？ 県有地を借受ける事業者は、発電事業となることを想定しているが、電気小売事業者は、どこになるのか？また、需要家と電気小売事業者との契約はどうなるか？	本事業では、当該地で発電した電力の全量を県内需要地へ供給することを要件としており（仕様書（案）「5 事業地の貸付条件 ウ」参照）、その供給の手法は問いません（オフサイト PPA や自己託送、電気小売事業者による売電など想定されます）。 その上で、電気小売事業者など事業を実施する上で必要となる関係者は、事業者において検討し、事業実施計画（公募要領 様式第 5 号）に記載してください。
17	募集要綱	事業の趣旨	県未利用地の貸付料を市場より安価に設定することで、需要家への供給単価に反映を狙うとあるが、需要家への小売り単価を決定するのは、電気小売事業者になり、土地を借受ける企業（発電事業者）に決定権はないと考えるが、どのように考えているか。	電気小売事業者が提案した小売単価での契約を判断するのは需要家となることから、需要家にメリットのある価格となるよう、発電事業者、電気小売事業者などの関係者により収支計画を検討するものと考えています。
18	仕様書（案）	事業及び契約の期間	太陽光発電設備が 20 年以上利用可能であると考えているが、本事業は、発電していても、撤去して、原状回復することが必要となるか？	原則として発電事業の実施に係る土地賃貸借契約の期間は原則として 20 年間とします（仕様書（案）「4 事業及び契約の期間 イ」参照）。 なお、事業者として選定後に実施する県との協議により、20 年間を超える契約期間とする場合もありますので、20 年以上の発電事業の実施に係る土地賃貸借契約を希望する場合は、募集要綱・様式第 5 号において提案してください。

NO	資料名称	項目	質問内容	回答
19	協定書（案）		本提案に参加し、事業者選定された場合で、地元電力会社（東北電力）の系統連携が不可となった場合は、事業自体がなくなるのか？	系統連系協議の結果等を踏まえ、事業者が事業実施困難と判断した場合は、協定書（案）第 11 条により協定を解除することになります。
20	仕様書（案）	事業地の貸付条件	需要家は、発電事業者と同一企業ではないといけないのか？	発電事業者と需要家が同一である必要はありません（No. 16 参照）。
21	賃貸借契約書（案）		契約保証金はいくらになるのか。また免除になる場合はどんな場合か。提案者が選択して保証金を払うか払わないか提案するのか。	契約保証金の率については、事業者から提出された事業計画書の内容を踏まえ、財務規則（昭和 39 年宮城県規則第 7 号）に基づき設定します。 また、保証金の免除についても、財務規則に基づき県が判断します。
22	仕様書（案）	事業内容	開発許可の許認可について、窓口はどこか、本件の相談に行っても良いか。隣接する道路や水路の権利者と協議に行っても良いか。	許認可に係る手続・相談や、権利者との協議は、企画提案により選定された事業者が、県と協定を締結した後に行ってください。 なお、募集要綱・様式第 5 号（事業実施計画）及び第 6 号（設備導入・運営計画）等の作成に当たっては、企画提案募集要綱等及び質問への回答などの公表資料や、現地見学会で把握した内容などを踏まえ、現時点で判明している内容又は想定に基づき作成してください。
23	募集要綱	応募条件	発電事業者と電気小売事業者は県外事業者でも良いのか。	発電事業者は、「日本国内に本社を有すること」としており、県外事業者でも提案可能としています（募集要綱「3 応募条件」参照）。 なお、小売電気事業者など発電事業者以外の関係者については、応募条件を定めていませんが、審査にあたっては「県内事業者の参画による経済波及効果」を評価の視点としています（募集要綱「8 審査及び審査基準（3）」参照）
24	仕様書（案）	事業及び契約の期間	20 年の事業期間中、万が一、需要家の状況が変化して、電気使用量が減ってしまった場合、余剰電力を電気省売事業者は県外事業者に売る事は出来ないのか。	本事業では、「貸付を受けた県有地に発電施設を設置し、当該地で発電した電力の全量を県内需要地へ供給しなければならない」「貸付を受けた県有地を本事業以外の用途に使用しない」ことを事業地の貸付条件としており、条件に該当しないと県が判断した場合には、土地賃貸借契約を解除することになります（仕様書（案）「5 事業地の貸付条件ウ及びエ」、仕様書（案）「6 事業内容 ク（イ）」参照） ご質問の状況となった場合には、条件に該当する他の県内需要地への供給を検討いただくことになります。
25	募集要綱	応募条件	本事業において、発電事業者法人は、県内に本社を置く新規法人設立を考えております。その発電事業者には設置運営実績がありませんが、その親会社や共同で企画提案を行う会社の設置運営実績も考慮頂けるか。	募集要綱「3 応募条件」を満たす事業者が企画提案に応募してください。 なお、企画提案により選定された後、県との協定を締結する際に、新規法人等への事業の承継について県と協議してください。